

平成 25 年規程第 3 号

○学校法人横浜商科大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱規程

〔平成 25 年 9 月 28 日
制 定〕

改正 平成 30 年 10 月 27 日

（目的）

第 1 条 この規程は、学校法人横浜商科大学（以下「学園」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務等の請負その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定める。

（定義）

第 2 条 この規程において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

（取引停止の措置）

第 3 条 学校法人横浜商科大学経理規程第 6 条で規定する経理責任者（以下「経理責任者」という。）は、業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表各号及びこの規程に定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者について取引停止を行うものとする。

2 経理責任者は、前項の措置を講じた場合、事実関係の概要、措置の内容及びその理由、その他必要事項を理事長に報告しなければならない。

3 理事長は、前項の内容を速やかに理事会に報告するものとする。

（取引停止に係る特例）

第 4 条 業者が 1 つの事案により別表各号の 2 つ以上の措置要件に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち、最も長いものをもって取引停止の期間とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後 3 か年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間は、当該各号に定める期間の 2 倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 経理責任者は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなっ

た場合は、当該業者について法的措置を含む適切な措置を講じるものとする。

5 経理責任者は、常任理事会の議を経て、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができる。

6 経理責任者が、第4項及び前項の措置を講じた場合の報告については、第3条第2項及び第3項を準用する。

（指名等の取消し）

第5条 経理責任者は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取り消す。

（取引停止等の通知）

第6条 経理責任者は、第3条第1項、第4条第4項及び第5項並びに前条の規定による措置を、当該業者に対し遅滞なく通知するものとする。

（取引停止期間中の下請等）

第7条 経理責任者は、取引停止の期間中の業者が本学園の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めない。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでない。

（警告又は注意の喚起）

第8条 経理責任者は、取引停止を行わない場合においても必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

2 その内容の報告については、第3条第2項及び第3項を準用する。

（適用の優先）

第9条 この規程は、購入等契約に関しては、学校法人横浜商科大学契約事務取扱規程に優先するものとする。

（改 廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月27日規程第30号）

この規程は、平成30年10月27日から施行する。

別表

取引停止の措置基準

措 置 要 件	取 引 停 止 期 間
<p>（贈 賄）</p>	<p>取引停止を決定した日から</p>
<p>1 次に掲げる者が、本学の役員及び教職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p>	
<p>（1）業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p>	<p>4 か月以上 12 か月以内</p>
<p>（2）業者の役員又はその支店、若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、前号に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p>	<p>3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>（3）業者の使用人で前号に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>2 次に掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>（1）代表役員</p>	<p>3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>（2）一般役員等</p>	<p>2 か月以上 6 か月以内</p>
<p>（3）使用人</p>	<p>1 か月以上 3 か月以内</p>
<p>（独占禁止法違反）</p>	
<p>3 本学発注の物品購入等契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>4 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>2 か月以上 9 か月以内</p>
<p>（競争入札妨害又は談合）</p>	
<p>5 代表役員等、一般役員等又は使用人が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p>	<p>2 か月以上 12 か月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p>	
<p>6 本学との契約に関し、納品の事実を偽ったと認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>7 本学との契約に関し、提出書類に意図的な虚偽があったと認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 6 か月以内</p>
<p>8 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、物品購入等契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p>
<p>（その他）</p>	
<p>9 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 か月以上 9 か月以内</p>